

クロマトグラフィー科学会学会賞規程

制定 平成9年10月23日
改定 平成11年1月18日
改定 平成23年10月22日

- 第1条 本会に学会賞（以下本賞という）を設け、本会の会員にして、分離・検出科学に関して重要な研究を行い、その業績を本誌またはその他の論文誌に発表した者の中から、特に優秀な者にこれを贈呈する。
- 第2条 本賞の贈呈は毎年度1件以内とする。
- 第3条 本賞は賞状、賞牌、副賞とし、クロマトグラフィー科学会議において贈呈する。
- 第4条 本賞を受けた者は、クロマトグラフィー科学会議において学会賞受賞講演を行い、かつその内容を会誌 CHROMATOGRAPHY に掲載する。
- 第5条 会長は各評議員に本賞候補者の推薦を依頼するほか、毎年会誌 CHROMATOGRAPHY 1号に本賞候補者の推薦に関する会告を掲載する。
- 第6条 会員は、本会に3月末日までに候補者1件を推薦することができる。この推薦に際しては、次の書類各1通を提出する。
a) 推薦書（所定の用紙）
b) 推薦理由書 [A4判用紙を縦に使用し、本文を2枚以内、文献（主要論文）は3枚以内で作成する]
上記に加え必要に応じて審査資料（論文別刷等）を付加することができる。
- 第7条 本賞候補者の選考は学会賞審査委員会（以下審査委員会という）において行う。審査委員会は褒賞担当理事1名と、理事または評議員4名の計5名で構成し、理事会の選考に基づき会長が委嘱する。委員長は委員の互選による。
- 第8条 審査委員会の内規は別に定める。
- 第9条 審査委員の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。
- 第10条 審査委員は、被推薦者およびその推薦者であってはならない。
- 第11条 審査委員会は、推薦された候補者について審議し、本賞贈呈の価値ありと認めたもの1件を無記名投票によって選考し、当人の承認を得て、選考結果を6月末日までに会長に報告する。
- 第12条 会長は、前条によって報告された候補者名を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。